

北朝鮮のミサイル発射に抗議する決議

日本時間の2月18日午後5時21分頃、北朝鮮が平壤近郊から発射した弾道ミサイルは、北海道の渡島大島の西方約200キロメートルの我が国の排他的経済水域（以下「EEZ」という。）内に落下したものと推定されている。

また、僅か2日後の20日午前7時頃に、落下地点は我が国のEEZ外と推定されているものの、北朝鮮西岸付近から2発の弾道ミサイルを立て続けに発射しており、北海道近海のみならず、周辺を航行する航空機・船舶の安全を無視した暴挙を繰り返している。

北朝鮮は、昨年、かつてない頻度で弾道ミサイル等を発射しており、3月と11月には渡島半島西方のEEZ内に落下、そして、10月、11月には、北海道や新潟県などにおいてJアラートが作動する事態となった。

さらに、3月16日午前7時10分頃にも平壤近郊から弾道ミサイルを発射し、渡島大島の西方約200キロメートルの我が国のEEZ外に落下させるなど軍事的挑発行為を続けている。

繰り返しミサイルが落下している渡島大島周辺は、多くの漁船が操業する海域である。ミサイルの発射がアキザケ漁やスルメイカ漁等が最盛期の中で行われた場合、漁業者の安全が深刻かつ重大な脅威にさらされるばかりか、多数の落下物や有害物質が広範囲にわたって飛散するおそれもあり、このような脅威が、再び、北海道近海で発生したことに大きな憤りを禁じ得ない。

我が国をはじめ国際社会は、北朝鮮に対して、関連の国連安全保障理事会決議の完全な遵守を求めるとともに、度重なる核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を非難し、核・弾道ミサイル開発の放棄を繰り返し要求してきた。

しかし、北朝鮮は、こうした国際社会の懸念を一顧だにすることなく、弾道ミサイル等の発射をさらに頻発化させている。

平和な世界の実現を願い平和都市宣言を行っている本市は、国際社会のルールと秩序を踏みにじり、平和を脅かすような行為を断じて容認することはできない。

よって、本市議会は、北朝鮮による弾道ミサイルをはじめとする各種ミサイルの発射に強く抗議するとともに、国際社会の一員として、平和と安全を脅かす行為を繰り返すことのないよう強く求める。

上記、決議する。

令和5年3月24日

北海道江別市議会